

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数（2 台）

ア 第 2 駐輪場 1 台

イ 消防庁舎南駐輪場 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 7 年 7 月 7 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎 4 階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 7 年 7 月 17 日から同年 10 月 17 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後 3 か月を経過しても利用者等の引取

りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課 電話018－888－5439